

## 商品・サービスの紹介

- 1 かんぽ生命の保険商品および特徴 …………… 72
- 2 ご契約のお申し込みから成立まで …………… 80
- 3 企業経営者の方へ …………… 82
- 4 教育・研修制度 …………… 84
- 5 契約期間中の情報提供 …………… 87
- 6 保険金のお支払いについて …………… 88
- 7 引受・支払体制の強化 …………… 92
- 8 お客さまのご相談窓口 …………… 94
- 9 生命保険契約者保護機構 …………… 95

# 1.かんぽ生命の保険商品および特徴

## 主な保険種類一覧

ご契約の目的	保険種類	愛称・加入年齢範囲								
		0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
生涯保障をお考えの方へ	定額型終身保険					新ながいきくん(定額型) 20~65歳				
生涯保障のバランスをお考えの方へ	2倍型終身保険					新ながいきくん(ばらんす型2倍) 20~60歳				
	5倍型終身保険					新ながいきくん(ばらんす型5倍) 20~55歳				
生涯保障に「楽しみ」をプラスしたい方へ	特別終身保険					新ながいきくん(おたのしみ型) 20~65歳				
少ない負担で保障は大きく	普通定期保険					新普通定期保険 15~50歳				
保障と満期のお楽しみをお考えの方に	普通養老保険			新フリープラン 0~75歳						
充実した保障と満期の楽しみをお考えの方に	2倍型特別養老保険					新フリープラン(2倍保障型) 15~65歳				
	5倍型特別養老保険					新フリープラン(5倍保障型) 15~60歳				
	10倍型特別養老保険					新フリープラン(10倍保障型) 15~55歳				
病気と一緒にがんばる方へ	特定養老保険					新一病壮健プラン 40~65歳				
教育資金の準備をお考えの方へ	学資保険(H24)	はじめのかんぽ 0~12歳								
				18~65歳(男性)						
		16~65歳(女性)								
学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)	はじめのかんぽ 0~12歳									
ゆとりある老後をお考えの方へ	定期年金保険					新定期年金保険 45~70歳				
勤労者の財産形成に	財形積立貯蓄保険			満15~65歳						
	財形住宅貯蓄保険			満15~54歳						
	財形終身年金保険					36~54歳				

(注)学資保険(H24)の加入年齢は、■が被保険者、■が保険契約者です。保険料払込免除なし型は契約者の年齢制限はありません。

## 主な特約・特則一覧

特約・特則の名称	特約・特則の概要
災害特約	不慮の事故による死亡や身体障がいに備える特約
無配当傷害入院特約	不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
無配当疾病傷害入院特約	病気または不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
指定代理請求特則	保険金等の受取人(被保険者)ご本人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、ご本人に代わって指定代理請求人(ご家族等)が保険金等を請求できます。

(注) 特約保険金のお支払い事由やお支払いの制限事項等各項目についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

### 無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約

「かんぽ生命 入院特約 その日から」は、1日以上入院を支払対象とするとともに、手術保険金の支払対象を公的医療保険制度に連動させるなど、基本的な保障をシンプルで分かりやすくご提供する商品です。



#### かんぽ生命 入院特約 その日から

#### 「かんぽ生命 入院特約 その日から」の保障内容

無配当疾病傷害入院特約、入院保険金日額15,000円(特約基準保険金額1,000万円)の場合

●病気・ケガで入院したとき【入院保険金】

1日以上入院(日帰り入院<sup>※1</sup>を含みます)についてお支払い

15,000円 × 入院日数  
(入院保険金日額) (120日限度)

●病気・ケガで手術を受けたとき【手術保険金】

入院を伴う手術<sup>※2</sup>についてお支払い

手術の種類により  
15,000円×5倍、10倍、20倍、40倍  
(入院保険金日額)

●病気・ケガで長期入院したとき【長期入院一時保険金】

入院日数が継続して120日になった場合についてお支払い

30万円(特約基準保険金額の3%)

※1 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

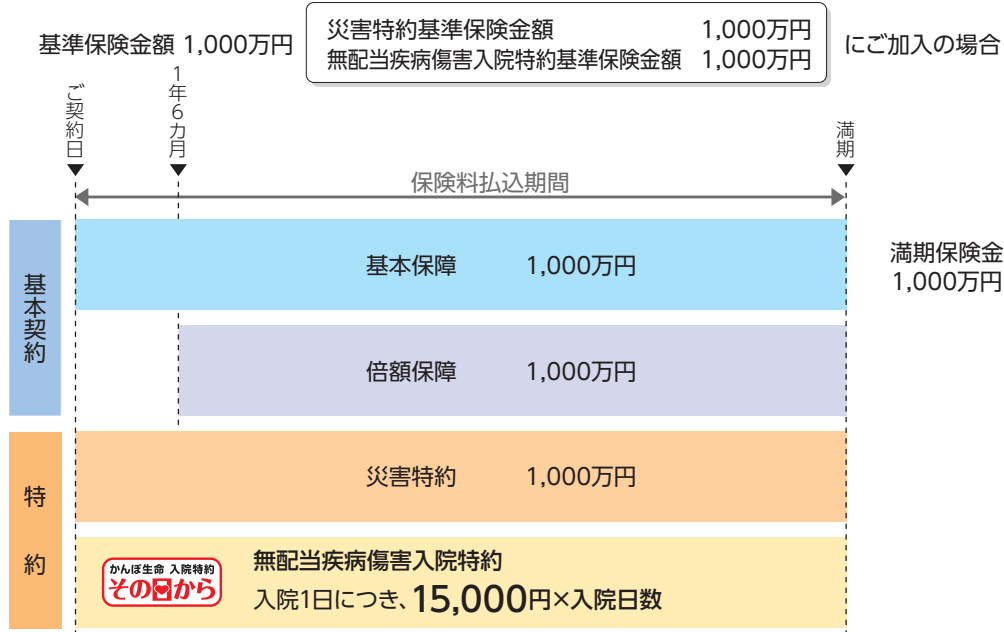
※2 入院を伴うへんとう腺切除術等、所定の公的医療保険制度対象の手術を手術保険金のお支払い対象に拡大しました。

(注) 特約保険金のお支払い事由やお支払いの制限事項等各項目についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

## 保険の仕組み

### ● 養老保険の仕組みの概略

普通養老保険「新フリープラン」

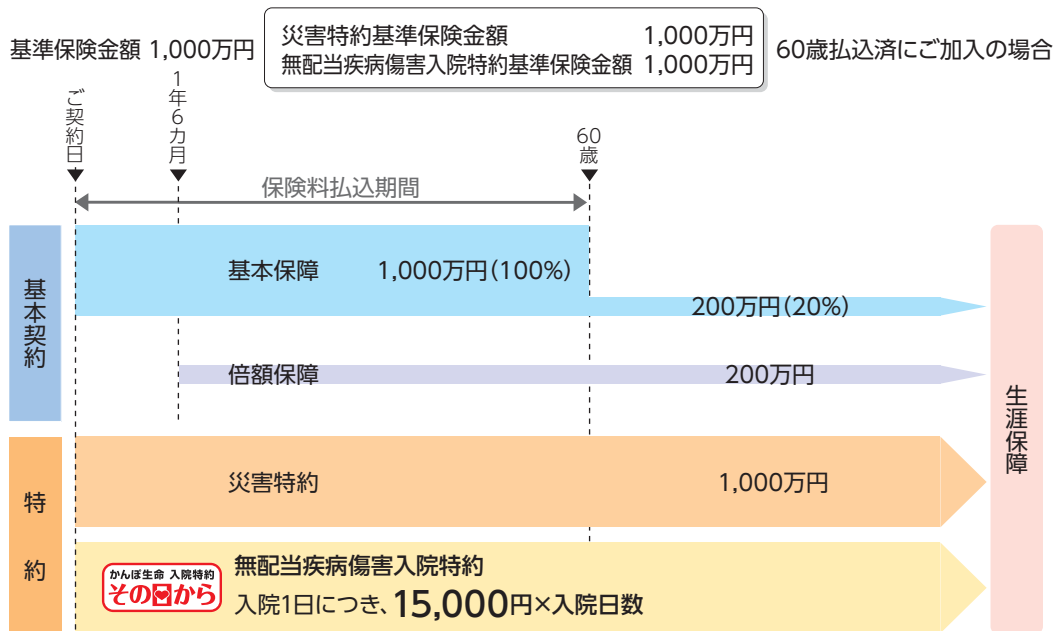


<特長>

- 被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金を、または保険期間中に死亡されたことにより死亡保険金をお支払いします（満期保険金と死亡保険金の額は同額です。）。
- 1歳きざみで満期を設定でき、満期まで保険料は変わりません。

### ● 終身保険の仕組みの概略

5倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型5倍)」



<特長>

- 被保険者が死亡された場合に死亡保険金をお支払いします。
- 保険料払込期間の満了後は保険料の払込みは不要です。
- 保障は一生です。
- 保険料払込期間満了後の死亡保険金の額は、基準保険金額の20%に相当する額となります。

## ●学資保険の仕組みの概略

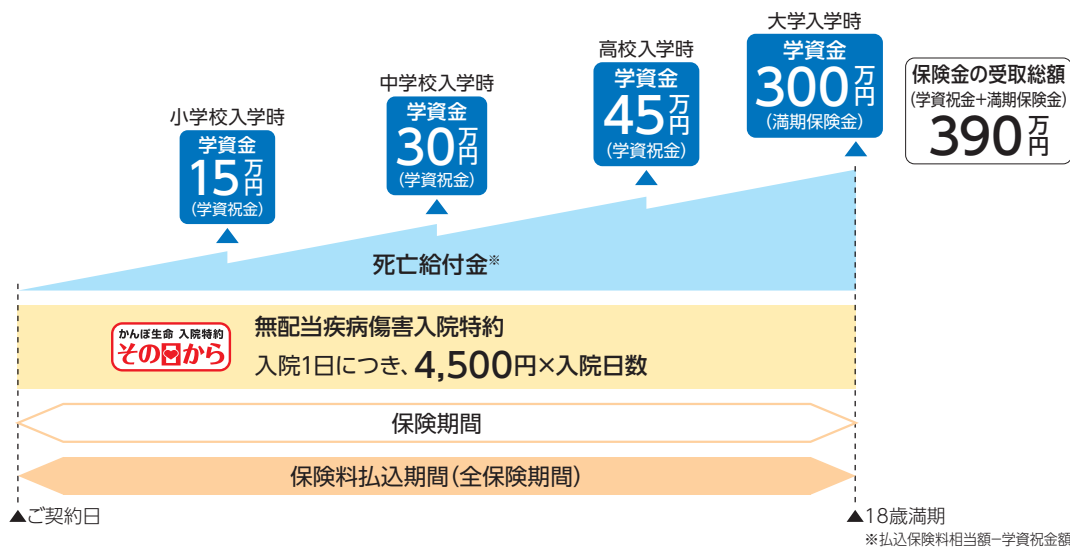
学資保険「はじめのかんぽ」

全期間払込学資祝金付18歳満期学資保険(H24)

基準保険金額 300万円

無配当疾病傷害入院特約基準保険金額 300万円

にご加入の場合



▲ご契約日

▲18歳満期

※払込保険料相当額-学資祝金額

<特長>

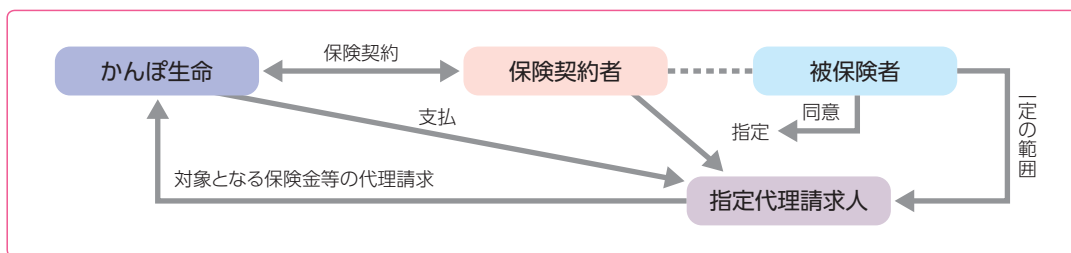
- 被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより、満期保険金をお支払いします。また、被保険者が満5歳8カ月、満11歳8カ月、満14歳8カ月に達した直後の12月1日に生存されていたときに、それぞれ学資祝金をお支払いします。
- 被保険者が保険期間中に死亡された場合には、死亡給付金をお支払いします。
- 被保険者となるお子さまの出生予定日の140日前からご加入できます。
- 保険契約者が死亡等された場合は、その後の保険料の払込みは免除されます。
- 18歳満期のほか、17歳満期もあります。

## 指定代理請求制度

指定代理請求制度をご利用いただきますと、重い病気を患ったため意思表示ができなくなり被保険者ご本人が受取人である保険金等のご請求ができないような

場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただけます。

### 「指定代理請求制度」の仕組み



## ●指定代理請求が可能な場合

保険金等の受取人である被保険者(保険料の払込免除の請求等または重度障がいによる死亡保険金に係る重度障がいの通知の場合には、被保険者と同一人である

保険契約者)が保険金等の請求をできない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

保険金等の請求をできない主な事情	具体例
○保険金等の請求の意思表示が困難であると当社が認めた場合	○事故や病気でこん睡状態となり、被保険者本人が意思表示できないとき
○当社が認める傷病名の告知を受けていない場合	○悪性新生物が対象

## ●指定代理請求人の範囲

次のいずれかに該当する方を、指定代理請求人に指定することができます。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

## ●対象となる保険金等

- ・被保険者が受け取ることとなる保険金等の請求(例 入院保険金、手術保険金、被保険者が受取人に指定されている場合の満期保険金、生存保険金 等)
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求等
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障がいの通知

## ●付加対象商品

すべての基本契約についてご利用が可能です。

## ●その他

この制度のご利用にあたり、新たな保険料の払込みは必要ありません。

学資保険[はじめのかんぽ]の場合は、保険金等の受取人が保険契約者であるため、保険契約者の指定代理請求人をご指定いただけます。また、指定代理請求人が請求できる保険金等の取り扱いが異なりますので、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

**【参考】** 2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険のご契約(確定拠出終身年金保険を除きます。)につきましても、指定代理請求制度をご利用いただくことが可能です。

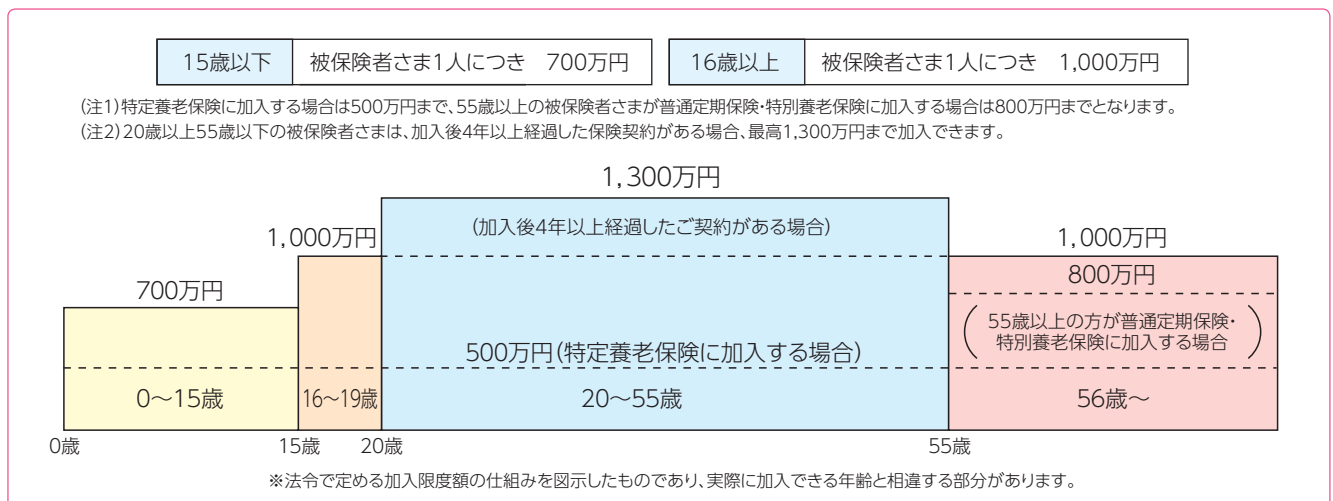
## 加入限度額について

当社の保険契約については、法律および政令により、被保険者さま1人についてご加入いただける保険金額の限度(加入限度額)が定められています。この加入限度額を超えたお申し込みがあった場合は、そのお申し込みをお断りすることになります。また、ご契約または特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合に

は、そのご契約または特約を解除させていただきます。

なお、管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険契約にご加入されている被保険者さまの場合には、当社の生命保険にご加入いただける保険金額は、加入限度額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

### 保険(基本契約)の加入限度額



(注) 上記の法令で定める加入限度額以外にも、満15歳未満の被保険者さまがご加入いただける保険金額など、被保険者さまの年齢や保険種類によって、ご加入いただける保険金額に一定の制限があります。

## 年金(基本契約)の加入限度額

被保険者さま1人につき 初年度年額90万円

## 特約の加入限度額

特約種類	加入限度額	備考
災害特約	被保険者さま1人につき 合計 1,000万円	・特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。
介護特約(※)		
傷害入院特約(※)	被保険者さま1人につき 合計 1,000万円	・災害特約および介護特約とは別枠です。 ・特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。
疾病入院特約(※)		
疾病傷害入院特約(※)		
無配当傷害入院特約		
無配当疾病傷害入院特約		

(※)の保険商品(特約)は現在、販売しておりません。

## 基本契約ごとに付加できる特約の種類

保険種類	特約種類	災害特約	無配当傷害入院特約	無配当疾病傷害入院特約
普通終身保険		○	○	○
特別終身保険		○	○	○
普通定期保険		○	○	○
普通養老保険		○	○	○
特別養老保険		○	○	○
特定養老保険		○	○	—
学資保険(H24)		○	○	○
学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)		○	○	○
定期年金保険		○	○	○

(注1) 2007年10月1日から2008年4月1日までにご契約された夫婦保険、夫婦年金保険および夫婦年金保険付夫婦保険にもこれらの特約を付加することができます。この場合、主たる被保険者さまのみに特約を付加することができます。

(注2) 2007年10月1日から2010年3月31日までにご契約された介護保険金付終身保険、終身年金保険付終身保険および介護割増年金付終身年金保険にもこれらの特約を付加することができます。ただし、介護割増年金付終身年金保険には、災害特約を付加することはできません。

(注3) 2007年10月1日から2011年10月2日までにご契約された終身年金保険にもこれらの特約を付加することができます。

(注4) 2007年10月1日から2014年4月1日までにご契約された学資保険および育英年金付学資保険にもこれらの特約を付加することができます。

(注5) 保険料の払込方法(回数)を一時払とする特約を付加することはできません。

## お客さまニーズに即したお取り扱い

### 保険料の口座払込み

保険料の口座払込みは全国ほぼすべての金融機関でご利用いただけます。

詳しくは最寄りの郵便局、当社の支店またはかんぽコールセンター(P94参照)にお問い合わせください。



### クレジットカード・キャッシュカードを使った取り扱い

当社の全支店および一部の郵便局でモバイル決済端末を導入し、次の取り扱いを行っています。

- クレジットカード(決済金額が50万円以下の場合に限ります)・キャッシュカード(デビットカード)による第1回保険料等のお払込み
- キャッシュカードによる第2回以降の保険料の口座振替(口座払込み)の設定等



モバイル決済端末

### 金融機関の払込票による保険料の払込み

金融機関の払込票を利用し、金融機関の窓口(ATM)やインターネットバンキングから保険料をお払込みいただけます。



払込票(イメージ)



## 診断書取得費用相当額の当社負担

保険金等のご請求の際に、診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象等とならなかったお客さまに、診断書取得費用相当額をお支払いします(当社所定の要件を満たしていることが必要です。)

本取り扱いを通じて、お客さまの負担を軽減し、保険金等をよりご請求しやすい環境整備を図り、お客さまサービスのさらなる向上に努めております。

## 保険金等の振込先口座指定手続の開始

2013年10月から、新規契約お申し込み時に、保険金等の振込先口座をあらかじめご指定いただける新たなサービスを開始しました。

ご契約者さま名義の金融機関の口座をご指定いただくことにより、ご契約者さまが満期保険金・生存保険金をお受け取りになる際に、改めてのご請求手続が不要になり、支払開始日にご指定いただいた金融機関の口座へお支払いします。

引き続き、すべてのお客さまが「簡単・確実・安心」に保険金等をお受け取りいただけるよう、サービスを提供してまいります。



## 2.ご契約のお申し込みから成立まで

個人保険のご加入時の一般的なお手続きの流れは、次のとおりです。

### 1 プランの検討

### 2 重要事項の説明・ デメリット情報の提供

### 3 お申し込み

### 4 告知

#### 1 プランの検討

商品別リーフレット、保障設計書(契約概要)、タブレット型携帯端末を活用したコンサルティング・サービスなどにより、お客さまのニーズに合ったプランをお選びいただけます。



#### 2 重要事項の説明・デメリット情報の提供

お客さまが商品や制度の内容を知らなかったために不利益を被ることのないよう、保障内容、保険金支払に関する制限事項、告知義務、加入限度額に関する事項など、お客さまに特にご確認いただきたい事項をまとめた「保障設計書(契約概要)」「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)」などを事前にご説明し、お渡ししています。

「ご契約のしおり・約款」とともに、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

当社では、生命保険にご加入されるお客さまが、その生命保険商品、制度などを知らなかったために、デメリット(不利益)を被ることがないように、お客さまへの商品説明の際、デメリット情報の提供を徹底しています。このデメリット情報については、お申し込みの際に「保障設計書(契約概要)」および「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)」ならびに「ご契約のしおり・約款」に明示しているほか、お客さま向けの各種ご案内書などにも記載し、その徹底を図っています。



#### 3 お申し込み

ご契約者さまご自身に「ご意向確認書」をご記入いただき、ご要望に合った商品内容であるかどうかなど、お申し込みの前に改めてご確認いただけます。「保険契約申込書」および「被保険者同意書」は、ご契約者さま・被保険者さまご自身で記載、記名押印いただき、「ご契約のしおり・約款」の受領確認印もいただいています。

##### 「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」については、ご契約のお申し込み時のお渡し以外にも、生命保険へのご加入をご検討されているなどのお客さまからお申し出があった場合には、事前にお渡ししております。詳しくはかんばんコールセンター(P94参照)、最寄りの郵便局または当社の支店にお尋ねください。

#### 4 告知

当社は、お客さまから正しい告知をいただくために、生命保険の募集および告知を受領する際にお客さまに特

にご留意いただきたい事項を、「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)」、「質問表(告知書)」に記載しています。

##### 告知をしていただく義務について

被保険者さま(学資保険「はじめのかんぽ」の場合はご契約者さまを含みます。)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。被保険者さまの過去の傷病歴や現在の健康状態などについては、「質問表(告知書)」に事実をありのまま正確にもれなく告知してください。

##### 告知義務違反について

告知をしていただく内容は「質問表(告知書)」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日を含めて2年以内であれば、当社は、告知義務違反として基本契約または特約を解除することがあります。この場合には、保険金等のお支払いを行うことができず、お客さまに不利益となりますので、十分にご注意ください。

## 5 保険料のお払込み

## 6 当社でのお引き受けの判断

## 7 ご契約の成立

### 5 保険料のお払込み

お申し込みに際しては、第1回保険料相当額をお払込みいただきます。

お申し込みの際には、当社所定の「保険料充当金領収証」または「保険契約申込受付証」をお渡ししています。この「保険料充当金領収証」または「保険契約申込受付証」には、お申し込みの際の受領金額等が記載されていますので、記載内容をご確認ください。

### 6 当社でのお引き受けの判断

ご契約のお申し込みを承諾させていただくかどうかについては、お申し込みいただいた後、加入限度額(P76参照)、健康状態などに関する告知内容、過去のご契約のお申し込み、入院保険金などのご請求内容などを考慮して判断させていただきます。

なお、基本契約と特約を同時にお申し込みいただいた場合、健康状態などに関する被保険者さまからの告知内容、過去のご契約のお申し込み、入院保険金などのご請求内容などにより基本契約のみを当社が承諾し、特約についてはお申し込みを承諾できないことがあります。

#### ご契約の責任を開始する時期について

ご契約のお申し込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料(第1回保険料相当額)のお払込みおよび告知がともに完了した時点で遡及して、当社がご契約上の責任を負います。

#### 当社からのご契約確認

ご契約のお申し込みの際、またはご契約締結後に、当社の本社・サービスセンター・支店または郵便局の担当者からお申し込み内容や告知内容について、書面、電話または訪問により確認させていただく場合があります。

### 7 ご契約の成立

「保険契約申込書」に記載された保険種類などのお申し込みの内容は、お申し込みの承諾の通知に代えて後日お届けする「保険証券」に記載してあります。「保険証券」が届きましたら、保険種類、保険金額、ご契約者さま・被保険者さまの氏名や生年月日・性別、その他の記載事項をお確かめのうえ、大切に保管してください。

万一、お申し込みの内容と相違している場合には、かんぽコールセンター(P94参照)にお知らせください。

なお、「保険証券」を送付する際にあいさつ状を同封しておりますので、この内容についても必ずご確認ください。

#### クーリング・オフ制度

お申し込みされた方(契約締結後にご契約者さま)は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料(第1回保険料相当額)の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による通知により、ご契約のお申し込みを撤回(契約締結後は解除)することができます。

この場合、撤回をされる方がお申し込みされた方またはご契約者さまであることを証明できる書類(運転免許証、健康保険証など(原本))、当社所定の「保険料充当金領収証」または「保険契約申込受付証」、印章(お申し込みの際に使用したもの)をご持参のうえ、前記の期間内に当社の支店または郵便局にお申し出ください(郵送による通知も可能です。)

# 3.企業経営者の方へ

## 企業経営におけるリスクと資金需要

企業経営には、さまざまなリスクが伴います。とりわけ従業員の退職金やケガ・死亡時の保障、経営者・役員の方が一の際の一時的な資金需要に対しては、会社の業

績や資金繰りに影響が及ばぬよう、計画的な資金確保が求められます。

### 経営者・役員ニーズ

- 事業保障対策
- 勇退退職金対策
- 死亡退職金対策
- 事業承継・相続対策

### 従業員のニーズ

- 福利厚生対策
- 退職金対策
- 死亡退職金対策
- 休業補償対策

## 法人向けの主な商品

当社では、さまざまなニーズに対応した商品を充実させております。当社商品として、養老保険および定期保険のほか、2008年6月から他の生命保険会社の法人向

け商品の受託販売を開始し、企業経営者の皆さまの幅広いニーズにお応えできるように努めています。

ニーズに対応する商品例

### 経営者・役員向け商品

- 長期平準定期保険
  - ・大型保障で企業防衛
  - ・退職金・弔慰金に活用可能
- 遡増定期保険
  - ・退職金・弔慰金準備に有効
  - ・増加する保障で企業成長を支援

### 従業員向け商品

- 養老保険（全員加入型）
  - ・死亡弔慰金・見舞金・退職金等の福利厚生制度の充実

商品一覧

	具体的な商品名
当社商品	<p>新フリープラン(普通養老保険)</p> <p>新フリープラン2・5・10倍型(特別養老保険)</p> <p>新一病壮健プラン(特定養老保険)</p>
	<p>新普通定期保険(普通定期保険)</p>
受託商品 (定期保険)	<p><b>アイエヌジー生命保険株式会社</b> 定期保険「クオリティ」、低解約返戻金型定期保険「スマートタームL」、無解約返戻金型定期保険「スマートターム」、低解約返戻金型遡増定期特約II付定期保険「遡増定期 主契約:定期タイプ」</p> <p><b>アクサ生命保険株式会社</b> 低払いもどし金型定期保険「LTTP Fair Wind(フェアウインド)」</p> <p><b>住友生命保険相互会社</b> 低解約返戻金型無配当定期保険「エンブレムYOU PREMIUM」</p> <p><b>東京海上日動あんしん生命保険株式会社</b> 定期保険、長割り定期(定期保険 低解約返戻金特則付加)、低解約返戻金型遡増定期保険</p> <p><b>日本生命保険相互会社</b> 長期定期保険「スーパーフェニックス」、遡増定期保険、低解約払戻金型長期定期保険「ネクストロード」</p> <p><b>三井住友海上あいおい生命保険株式会社</b> 定期保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、遡増定期保険</p> <p><b>明治安田生命保険相互会社</b> 5年ごと利差配当付新定期保険「新定期保険E」、新遡増定期保険</p> <p><b>メットライフ生命保険株式会社</b> 長期平準定期保険(H19)、無配当平準定期保険、遡増定期保険(初期低解約返戻金型)</p>
受託商品 (がん保険)	<p><b>アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)</b> 生きるためのがん保険Days(デイズ)</p>

(注1)社名は50音順です。

(注2)上記商品に付加できる特約は一部に限定されております。

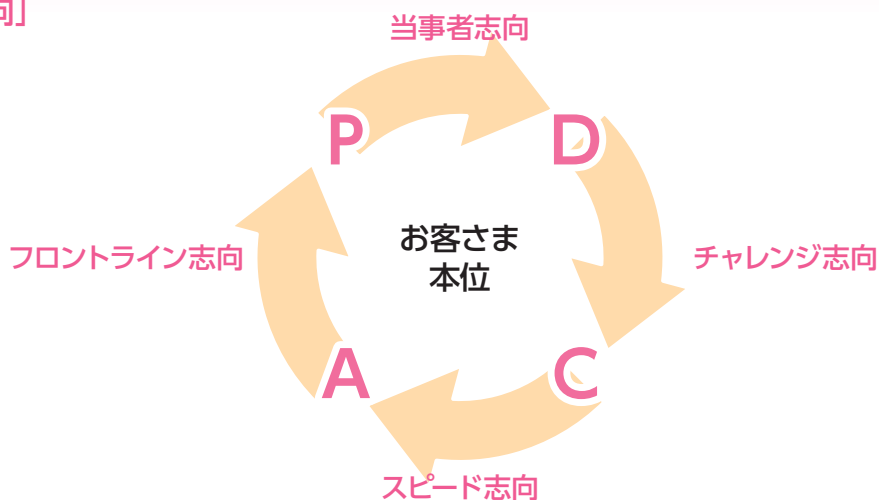
## 4.教育・研修制度

当社は、2013年4月に、持続的な企業価値の向上とたゆまぬ成長を実現していくため、全社を挙げて人材育成を強力に推進していくことを『かんぽ人材育成宣言』として宣言しています。

### 目指すべき人材像

当社社員が「目指すべき人材像」として、「お客さま本位」を根底として、『4つの志向』『人材育成基本方針』を掲げ、自らPDCAサイクルを回し、成長していく社員を育成します。

#### (1)「4つの志向」



#### (2)「人材育成基本方針」

- ・企業の社会的責任を自覚し、お客さま本位の人材を育成します
- ・専門能力を有し、豊かな人格を備えた人材を育成します
- ・新しい課題へのチャレンジ精神を有し、実行力のある人材を育成します

### 人材育成体系

「かんぽ人材育成宣言」では、人材育成においてOJTを最重要ポイントとして、所属を挙げての人材育成に取り組む態勢を推進しています。「人を育てる社風=OJTが

活発に行われる環境」を人材育成体系の到達点とし、OJTとOff-JTが相互に連動し合い、さらには自己啓発が押し上げる体系を構築します。

#### Off-JT

- 階層別研修
  - ・新入社員研修
  - ・2年目研修
  - ・3年目研修
  - ・マネジメント研修 等

#### OJT

- 人材育成マイスター制度
- インストラクター制度
- チューター制度 等

#### 自己啓発支援

- 通信教育講座
- 指定社外資格/社内認定資格取得
- TOEFL(iBT)受験 等

## 営業社員・代理店への教育

当社は、すべての役員および社員の商品知識およびコンサルティング能力の向上に努めることを勧誘方針に掲げており、営業社員や代理店への研修・教育を通じて、お

客さま一人ひとりのライフプランに応じたコンサルティングセールスの向上に努めています。

### 〈営業社員〉

#### (1) 営業社員の概要

全国の直営店営業社員により職域・法人マーケットを中心とした保険募集を行っています。

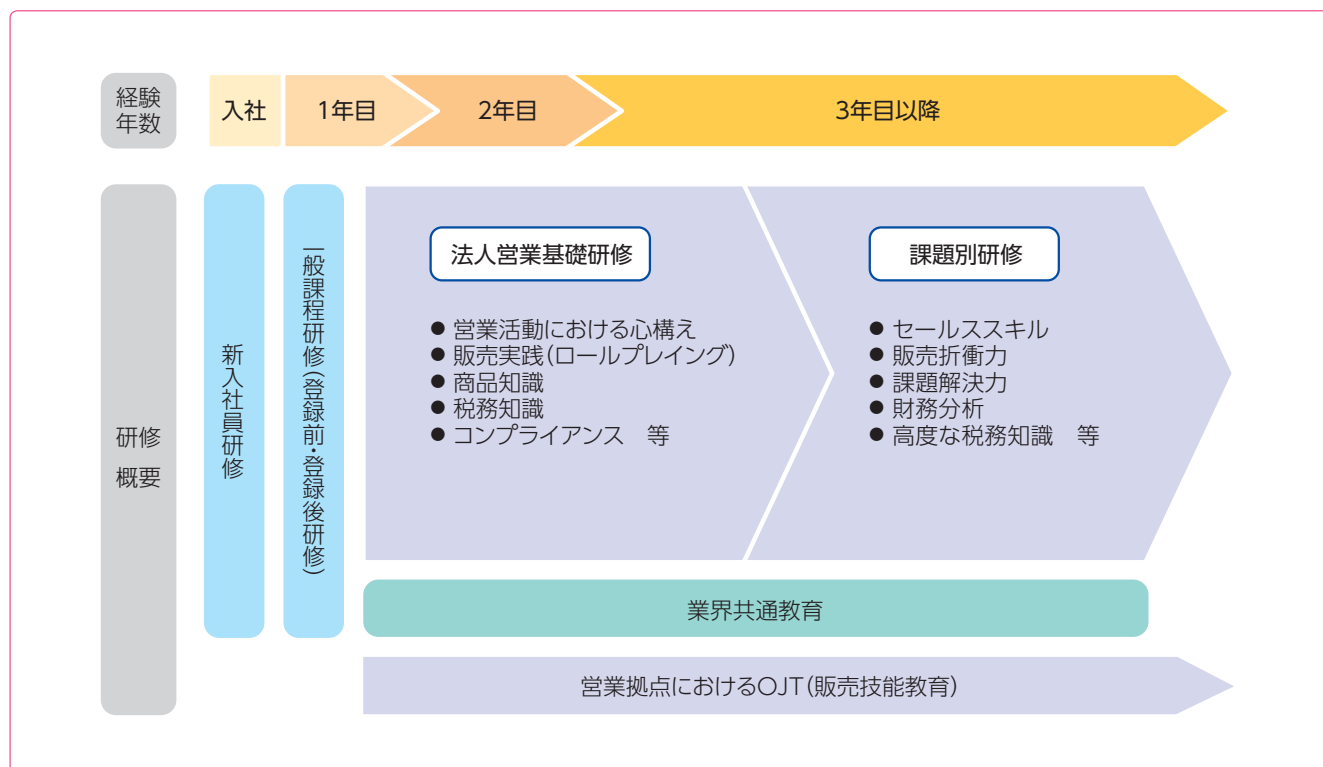
#### (2) 研修の概要

当社の営業社員に対しては、法人のお客さまがお持ちのニーズに的確にお応えできるよう、営業社員向け教育研修プログラム「かんぽインストラクションカレッジ」により、高度な知識と倫理観を持った営業社員の育成に努めています。

入社後3カ年を基礎研修期間と位置づけ、本社で開催

する集合研修・業界共通教育などを通じてコンサルティング営業に必要な能力を習得します。

また3年目以降についても、質の高いコンサルティング営業ができ、豊富な知識とスキルを兼ね備えた人材の育成を目指し、課題別に各種の研修を実施しています。



## 〈募集代理店〉

### (1) 募集代理店の概要

当社は、日本郵便株式会社と生命保険募集代理店委託契約を締結し、全国の郵便局ネットワークを通じて住域および職域における個人マーケットを中心とした保険

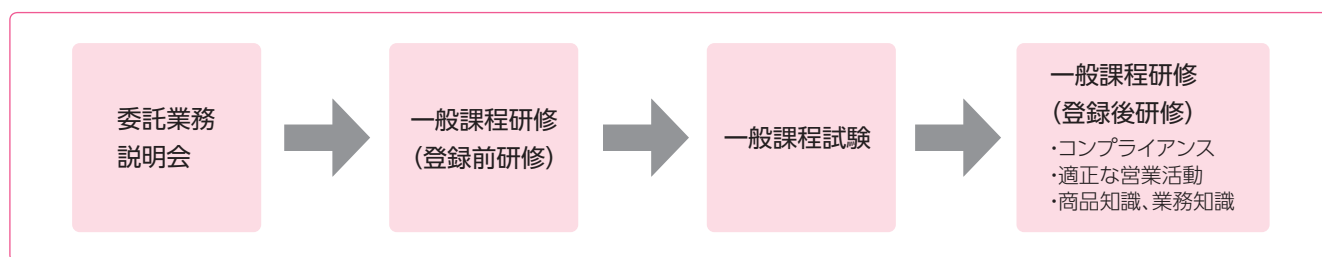
募集を行っています。

また、簡易郵便局受託者と生命保険募集人委託契約を締結しています。

### (2) 研修の概要

生命保険募集人となる者に対し、当社の社員により、コンプライアンスの徹底、適正な営業活動、業務知識向上などを目的に研修を実施しています。

このほか、日本郵便株式会社が実施する研修などに対して、当社の社員を講師として派遣するなどの支援を行っています。



(注)引受・支払体制に関する教育・研修等については、「7.引受・支払体制の強化」(P92,93)をご参照ください。



## 5. 契約期間中の情報提供

### 「保険料払込証明書」および「ご契約内容のお知らせ」の送付

毎年10月に、「保険料払込証明書」(生命保険料控除証明書)をお送りしています。生命保険料控除を受けるために必要ですので、年末調整または確定申告の時期まで大切に保管してください。

また、「保険料払込証明書」と併せて、ご加入中のご契約の保障内容、保険料の払込状況、契約者配当金、契約

者貸付の状況などをお知らせする「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。保険証券(保険証書)およびご加入時にお渡ししている「ご契約のしおり」とともに内容のご確認をお願いします。

(注)「保険料払込証明書」の地域別の発送スケジュールについては、9月中旬に当社ホームページに掲載する予定です。

### その他の大切なお知らせ

ご契約の満期のご案内、保険料のお払込みのご案内等、当社から各種の通知をお送りすることがございますが、いずれも大切なご案内ですので、必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

また、当社からの各種の通知を確実にお届けするため

#### 【参考】点字による各種ご案内の発行

ご契約者さま等からの請求に基づき、「ご契約内容のお知らせ」を点字により発行するほか、保険契約の状態に応じ、「満期のご案内」、「年金のお支払いのご案内」、「貸付内容のご案内」および「貸付金返済のご案内」を点字により発行します。

に、ご契約者さまおよび被保険者さまのご住所の変更や改姓などをされた場合には、ご契約者さまから速やかに当社または郵便局までお届けいただきますようお願いいたします。

### インターネットによるお手続きのご案内

#### (1) 住所変更届の受付

当社ホームページから、ご契約者さまや被保険者さまの住所変更の届出を行うことができます。

後日、お手続きに必要な書類を郵送させていただきますので、ご本人さまであることを確認できる運転免許証、健康保険証等のコピーを必要書類と一緒に返信用封筒に入れ、返送してください。



◀住所変更届の受付  
[http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/tetuzuki/henko/ctm\\_tzk\\_hn\\_no102.html](http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/tetuzuki/henko/ctm_tzk_hn_no102.html)

#### (2) 保険料払込証明書の再発行の受付

当社ホームページから、保険料払込証明書(生命保険料控除証明書)の再発行のご請求ができます。

後日、登録されているご住所に保険料払込証明書を郵送いたします。



◀保険料払込証明書の再発行の受付  
[http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/tetuzuki/henko/ctm\\_tzk\\_hn\\_no105.html](http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/tetuzuki/henko/ctm_tzk_hn_no105.html)

#### (3) 各種手続き・届出方法のご案内

契約内容の変更、保険証券(保険証書)の紛失、保険金の請求をする場合の手続き・届出の方法や、必要書類の詳細を当社ホームページに掲載していますので、ご利用ください。



◀各種手続き・届出方法のご案内  
[http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/ctm\\_index.html](http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/ctm_index.html)

# 6. 保険金のお支払いについて

保険金の支払請求時に、保険金受取人さまからご提出いただきました書類の内容に基づいて、保険金の支払可否について、審査を行います。

当社は、保険金の速やかなお支払いを実現するため、査定人材の育成を進めているほか、システム支援による事務処理の簡素化・支払体制の強化に努めています。

また、入院保険金、死亡保険金等の手続きについて解説した冊子「保険金等のご請求について」を作成し、郵便局等に備え付けています(冊子「保険金等のご請求について」は当社ホームページにも掲載しています。)。この冊子は、入院保険金等の手続きに関するお問い合わせを目的として郵便局等に来局されたお客さまに交付しているもので、保険金等の支払請求の手続きがスムーズ

に行えるよう配慮しています。

加えて、冊子「保険金等のご請求について」にセルフチェックシートを添付し、ご請求可能な保険金等をお客さまが確認できるようにしています。



「保険金等のご請求について」

## 2013年度の保険金等お支払いの状況等

### ●お支払い件数とお支払いできなかった件数 (単位：件)

区分	件数
お支払いできなかった件数	139,782
お支払い件数	2,933,406

(注1) 件数には簡易生命保険契約に係る件数を含みます。

(注2) 件数には満期保険金、生存保険金、年金等、支払査定を要しないものは含まれません。

### ●お支払いできなかった件数の理由別内訳 (単位：件)

区分	件数
詐欺取消・詐欺無効	1
不法取得目的無効	0
告知義務違反解除	225
重大事由解除	0
免責事由該当	1,589
支払事由非該当	137,967
その他	0
お支払いできなかった件数の合計	139,782

## 保険金をお支払いできる事例とお支払いできない事例

次の事例1から事例7において、保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合を分かりやすく説明するため、代表的な事例を参考として挙げてい

ます。ご契約の保険種類、特約種類、ご加入時期によっては、取り扱いが異なる場合があります。

事例 1 告知義務違反があった場合(死亡保険金)	
<b>【お支払いできます】</b> 保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に <b>正しい告知をせずに加入</b> し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」とは <b>まったく関係のない「胃がん」</b> で亡くなった場合。	<b>【お支払いできません】</b> 保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に <b>正しい告知をせずに加入</b> し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」を <b>原因とする「肝硬変」</b> で亡くなった場合。
<b>【解説】</b> ○保険契約のお申込みに際しては、健康状態について正確に告知する必要があります。 ○当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対し、口頭で伝えても告知をしたことにはなりません。 ○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは違うことを告知した場合、保険金等の支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、告知義務違反として契約を解除することがあります。この場合、死亡保険金のお支払いはできません。ただし、保険金等の支払事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金等をお支払いします。 ○保障(責任)開始の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、契約を解除することがあります。	

## 事例 2 重大な過失等がある場合(保険金の倍額支払)

### 【お支払いできます】

- 被保険者の不注意  
被保険者がうっかりわき見運転でガードレールに衝突して亡くなった場合。
- 被保険者の軽度の酒酔い状態での事故  
被保険者は酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行中の車にひかれて亡くなった場合。

### 【お支払いできません】

- 被保険者の重大な過失  
被保険者が自動車運転中、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突し、亡くなった場合。
- 被保険者の泥酔状態を原因とする事故  
被保険者が泥酔して道路で寝込んでいるところを、車にひかれて亡くなった場合。

### 【解説】

- 保険約款により保険金の倍額支払ができない場合を定めており、免責事由に該当する場合はお支払いできません。
- お支払いできない場合(保険金の倍額支払)

#### かんぽ生命保険契約

- ①病気(当社所定の感染症を除きます)を直接の原因とする事故
- ②保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

#### 簡易生命保険契約

- ①病気(特定感染症を除きます)を直接の原因とする事故
- ②精神障がい中にまたは酒に酔っている間に招いた事故
- ③重大な過失

## 事例 3 重度障がいの回復の見込みがある場合(重度障がいによる保険金)

### 【お支払いできます】

事故によるケガで、両目の損傷により失明した(障がいの状態が固定し、かつ回復の見込みがない)場合。

### 【お支払いできません】

網膜剥離により、両目の矯正視力が0.02以下となったものの、回復の見込みがあるため、現在治療中である場合。

### 【解説】

- 重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または受けたケガを原因として、被保険者の状態が約款に定める重度障がいの状態に該当し、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、保険契約者からその通知を受けてお支払いします。
- 約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態とは異なります。
- 障がい状態をお支払い等の要件とする他の保険金等について
  - 重度障がいによる保険料の払込免除、重度障がいによる年金、重度障がいによる育英年金
    - ・所定の重度障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないことがお支払い等の要件となります。
  - 傷害保険金、身体障がいによる保険料の払込免除
    - ・所定の重度障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないことがお支払い等の要件となります。
  - 介護保険金、介護割増年金、特定要介護状態による保険料の払込免除
    - ・特定要介護状態が固定すること等は要件ではありませんが、その状態が180日以上継続することは要件となります。

## 事例 4 保障(責任)開始時前に発病した場合(入院保険金)

### 【お支払いできます】

保障(責任)開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により、入院した場合。

### 【お支払いできません】

保障(責任)開始時前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約加入後に悪化して入院した場合。

### 【解説】

- 入院保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または受けたケガを原因とする入院に対してお支払いします。
- 保障(責任)開始時前に発生した不慮の事故によるケガを原因とする入院は、お支払いの対象とはなりません。
- 保障(責任)開始時前にかかっていた病気を原因とする入院については、お支払いの対象とはなりません。
- ただし、当社所定の条件を満たす場合は、お支払いすることがあります。

## 事例5 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

<p><b>【お支払いできます】</b>  <b>食道がん</b>により130日入院した後に退院し、その2カ月後に<b>心筋梗塞(こうそく)</b>により130日入院した場合。</p> <p>食道がんによる入院について120日分お支払いします。          心筋梗塞(こうそく)による入院についても120日分お支払いします。</p>	<p><b>【お支払いできません】</b>  <b>肝硬変</b>により130日入院した後に退院し、その2カ月後に<b>肝臓がん</b>により130日の入院をした場合。</p> <p>(注)直接因果関係のある2つの病気は、1つの病気とみなします。</p> <p>肝硬変による1回目の入院について120日分お支払いします。          肝臓がんによる2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、お支払いはできません。</p>
---	--

**【解説】**

- 入院保険金は、1つの病気または1つの不慮の事故による入院に対して、120日分を限度にお支払いします。
- 病気による入院の場合、契約に付加された特約により、被保険者が退院後180日(無配当疾病傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用)以外は1年)を経過してから再度同じ病気を原因として入院したときは、新たな病気にかかったものとみなして入院保険金をお支払いします。
- ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に開始した入院について、120日分を限度として、入院保険金をお支払いします。
- 入院保険金のお支払内容は、契約に付加された特約により異なります。

## 事例6 入院を伴う手術とそうでない場合(手術保険金)

<p><b>【お支払いできます】</b>  <b>入院を伴った手術</b>を受けた場合。</p>	<p><b>【お支払いできません】</b>  <b>入院を伴わない外来での手術</b>を受けた場合。          入院施設のない医療機関で手術を受けた場合。</p>
--	---

**【解説】**

- 入院保険金をお支払いできる入院期間中に、その入院の原因となった病気またはケガにより所定の手術を受けたときにお支払いします。
- 入院を伴わない外来での手術とは、入院をせず外来で手術のみを受けた場合、入院して手術を受けたものの入院保険金のお支払いができない場合等を指します。
- 治療を直接の目的としない美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術は該当しません。
- 入院保険金をお支払いできる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合は、その間に受けた手術についても手術保険金をお支払いします(無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用)、無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用)、健康祝金付疾病入院特約、健康祝金付疾病傷害入院特約、傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約に限ります)。

## 事例7 身体障がい状態に回復の見込みがある場合(傷害保険金)

<p><b>【お支払いできます】</b>  <b>交通事故による脊椎損傷</b>により、両下肢が完全に麻痺し、その後<b>回復の見込みがない</b>場合。</p>	<p><b>【お支払いできません】</b>  <b>交通事故により大腿骨を骨折</b>し、病院で治療を行い、<b>完治した</b>場合。</p>
---	--

**【解説】**

- 傷害保険金は、被保険者が特約の保障(責任)開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に約款または特約条項に定める身体障がい状態に該当し、その身体障がいの状態が固定し、かつ回復の見込みがない場合にお支払いします。
- 約款または特約条項に定める身体障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がい状態とは異なります。

さらに、お客さまに保険金のお支払いについて一層ご理解をいただくため、図解による事例集「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の事例集」を2009年5月に当社ホームページに掲載いたしました。



「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の事例集」

## 「支払通知書払渡未済通知書」によるご案内

保険金、年金、解約等による返戻金および契約者配当金等をお受け取りいただく「支払通知書」を発行後、3カ月、6カ月または1年を経過してもなお、お受け取りになられていないお客さまには、「支払通知書払渡未済通知書」を発行し、できるだけ早くお受け取りいただきますようご案内をしています。保険金等をまだお受け取りにな

られていないお客さまは、「支払通知書」、印章およびご本人であることを確認できる健康保険証・運転免許証等の証明書類をお持ちいただいたうえ、お近くの郵便局の窓口等においてお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

## 保険金等の請求案内の徹底

例えば、死亡保険金の請求があった場合に、被保険者さまが亡くなる前に入院されていたことが確認できた場合、入院保険金のご請求を案内するなど、お客さまから保険金の支払請求がされていない場合であっても、保険金等をお支払いすることができるものおよび保険

金等をお支払いすることができる可能性があるものについて、サービスセンターでの支払審査後の保険金等の請求案内の送付のみならず、郵便局での請求受付時にも他の保険金等の請求案内を行うなど、重層的に保険金等の請求案内の徹底を図っています。

## 満期保険金等の早期お支払いに向けた取り組み

当社では、満期保険金および生存保険金をお支払期日にご指定の金融機関の口座にお振込みするための活動に取り組んでいます。

### (1) ご案内の送付

当社からご契約の満期等を迎えられるお客さまあてに、お支払い期日の3カ月前にご契約の満期等のご案内をお送りしています。

お手続きの期間、お手続きに必要な書類などをご確認ください。

### (2) お手続きのご案内

郵便局の担当者または当社の社員が、ご契約内容のフォローアップ活動により、お客さまをご訪問した際にお手続きに必要な書類などをご案内しています。

また、お近くの郵便局の窓口または当社の支店でも同様にお手続きをご案内しています。

### (3) 満期保険金等のお支払い

所定のお手続き期間内にご請求いただきました満期保険金等につきましては、お支払期日にご指定の金融機関の口座にお振込みいたします。



ご案内のチラシ

# 7.引受・支払体制の強化

当社は、以下の取り組みを通じて、適正で公平なお引き受け、お支払いの審査(査定)に努めています。

## 引受査定担当者の指導・教育

新商品や新制度の創設時に行う制度改正講習会、引受基準の改正時などに行う業務研究会等を実施するとともに、引受基準の遵守に係る自主点検を継続的に行い、引受査定担当者の審査能力向上に努めています。

## ご契約をお引き受けする際の査定

当社は被保険者さまの健康状態等に基づき査定を行っています。また、ご契約者さま間の公平性を保つため、保険金のお支払いの発生率に応じたお引き受けを行っております。告知いただいた内容、過去のご契約のお申し込みや入院保険金などのご請求の内容等

によっては、ご契約または特約をお断りすることもございます。

なお、当社の支店または郵便局の担当者から、ご契約のお申し込み後に告知いただいた内容等の詳細についてご確認させていただく場合があります。

## 簡易・迅速・正確な保険金等支払の実現に向けた取り組み

当社は、保険会社の最大の使命であるお客さまにお約束した保険金等をお支払いする責務をお客さまの立場にたって適切に果たすため、最高水準の保険金等支払管理態勢の整備に向けて、保険金等を簡易・迅速・正確にお支払いするための取り組みを行っています。

具体的には、保険金等のご請求があった際の手続き

や他にご請求いただける保険金等のご案内の充実、教育・研修を通じた支払査定業務に必要な専門的知識やスキルを有する人材の育成、支払業務システムの導入によるシステムサポートの充実、支払査定業務の中心的な役割を担うサービスセンターの機能強化等を推進してまいります。

## 支払業務システム(SATI)

支払業務システム(SATI)は、当社における支払管理態勢強化の最重要施策として位置づけられ、先進的なイメージワークフロー技術(IWF)により、支払審査事務のベースを書類現物からデータにシフト、事務全般のシステム支援を充実させることにより、簡易・迅速・正確な保険金のお支払いなどお客さまサービスの向上に寄与することを目的としています。

2014年4月の京都サービスセンターでの導入を皮切りに、全サービスセンターでの完全導入に向けて段階的に導入を進めています。

また、システム導入後も、一層の品質向上や事務処理の効率化が図られるよう各種データを活用してPDCAサイクルを充実し、さらなる態勢強化を図っていきます。

### ●導入目的

#### 1. Quality「査定品質の向上」

お客さまへの正確・確実な保険金のお支払いを実現し、サービス水準の向上を図ります。

#### 2. Delivery・Cost「迅速化・効率化」

支払事務処理を迅速・効率的に行えるよう査定プロセス全体を改正して再構築し、システム実装を行い、新しい事務処理態勢を構築します。

#### 3. Governance「ガバナンスの強化」

査定品質の向上、および迅速化・効率化の改革を実現し、安定的な支払管理態勢とするために案件の進捗・要員の生産性を把握・分析し報告する工程管理の強化、および管理指導態勢の強化を行います。

## 支払査定担当者の教育・研修

当社の支払査定担当者に対する教育として、新商品・新サービスの新設時に行う制度改正講習会に加え支払査定担当者に1人1台のタブレット端末を配備し、当社独自の支払査定スキルの取得や支払査定スキルに応じ

たeラーニング研修等を実施しているほか、2008年度から生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の資格取得を推進し、支払査定能力のさらなる向上を図っています。

## 保険金支払謝絶契約に対する弁護士審査の実施

「被保険者さまの重過失又は酒に酔っている間に生じた事故により倍額保険金の支払を謝絶する保険契約」等保険金の支払免責により保険金のお支払いを謝絶する保険契約については、客観的・中立的な視点で審査結果を確認するため、サービスセンターの審査とは別に弁護士の審査を受けることとしています。弁護士により

不十分と判断された案件については、再調査等を行ったうえ、改めて審査を行っても、なお保険金のお支払いを謝絶する場合は弁護士の再審査を受けることとしており、お客さまからの保険金請求に対して客観性・中立性の高い審査を行っています。

# 8.お客さまのご相談窓口

## 電話によるお問い合わせ

フリーダイヤルでかんぽコールセンターまたはサービスセンターお客さま相談窓口につながります(相談内容によっては、かんぽコールセンターからサービスセンターに転送することがあります。)

相談窓口名	電話番号
かんぽコールセンター	<p style="text-align: center;">ここにきこう <b>0120-552-950</b>(通話料無料) ※おかけ間違いのないようご注意ください。</p> <p>■受付時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●かんぽコールセンター 平日/9:00~21:00 土日休日/9:00~17:00(1月1日~3日を除く)</li> <li>●サービスセンターお客さま相談窓口 平日/9:00~17:00</li> </ul>
仙台サービスセンター	
東京サービスセンター	
岐阜サービスセンター	
京都サービスセンター	
福岡サービスセンター	

かんぽコールセンターでは、保険商品、保険料のご案内、各種お手続き方法などのお問い合わせを承っております。お問い合わせ内容によっては、即日ご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、各種お手続きの状況につきましては、サービスセンターへお電話を転送のうえでご案内差し上げております(土日休日は、翌営業日以降(12月28日17:00~12月31日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)、サービスセンターから折り返しご連絡差し上

げます。)

なお、個人情報保護のため、個別のご契約に関するお問い合わせは、契約者などご本人さまからのお電話をお願いいたします。

- (注1)携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- (注2)個別の契約に関するお問い合わせの際は、保険証券(保険証書)番号をあらかじめ確かめのうえ、おかけください。
- (注3)契約者などご本人さま以外の方からのお問い合わせ・お申し出につきましては、ご回答できない場合があります。
- (注4)かんぽコールセンターおよびサービスセンターとのお電話は、電話対応品質の向上、お客さまとの通話内容確認のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

## インターネットでのお問い合わせ

当社ホームページからのお問い合わせの受け付けは24時間行っております。回答は、原則営業日の9:00~17:00の間の対応とさせていただきます。

- (注1)回答については、電話か電子メールのうち、ご希望の方法をお選びください。
- (注2)お問い合わせを受け付けた時間や内容により、即日ご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。  
土日休日にお問い合わせいただいた場合は、回答は翌日以降(12月31日~1月3日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)の営業日になります。
- (注3)当社に対する営業目的のお問い合わせにつきましては回答いたしかねますので、ご了承ください。

**かんぽ生命ホームページ**

[http://www.jp-life.japanpost.jp/contact/cnt\\_index.html](http://www.jp-life.japanpost.jp/contact/cnt_index.html)





## 9.生命保険契約者保護機構

民営・分社化後の当社の生命保険契約は、民営・分社化前の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

### 生命保険契約者保護機構とは

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています

(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません(※4))。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更正手続のなかで確定することとなります。)
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

**【高予定利率契約の補償率】= 90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}**

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、当社または保護機構のホームページで確認いただけます。

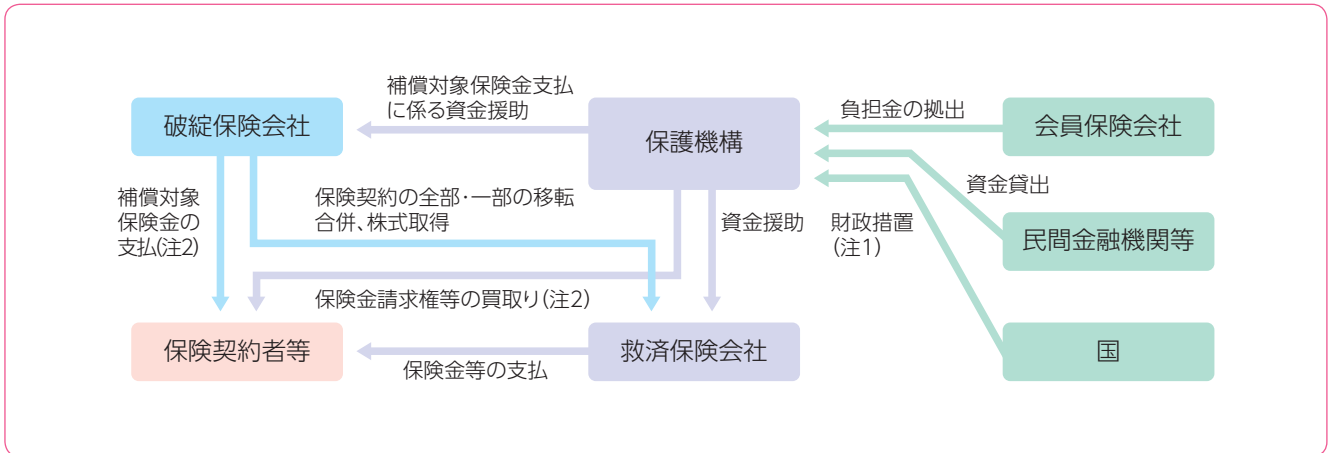
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

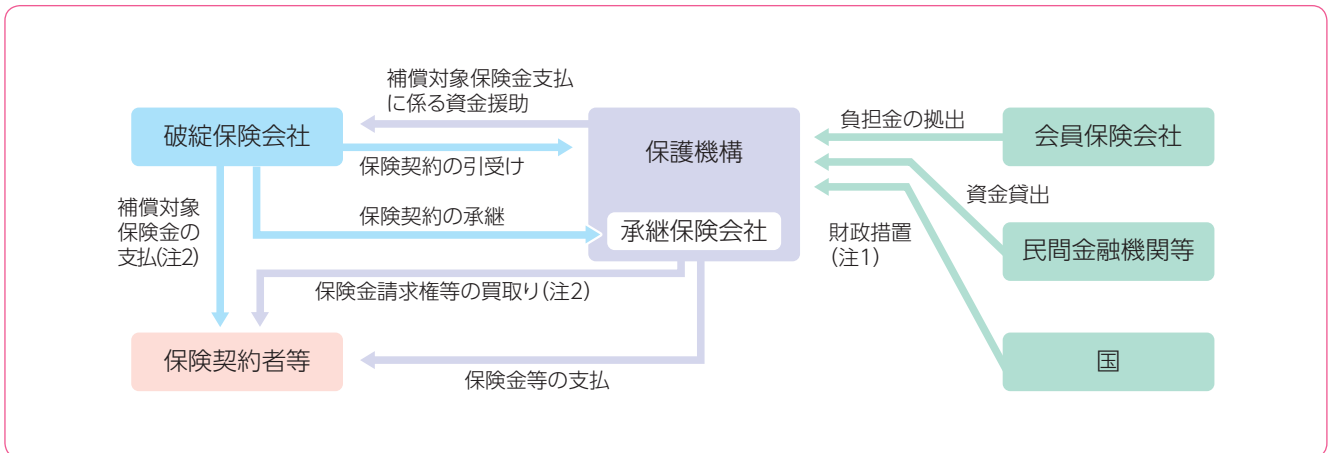
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 仕組みの概略図

### 救済保険会社が現れた場合



### 救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

※補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

#### 【参考】簡易生命保険契約の政府保証について

当社の生命保険契約は、民営・分社化前の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

民営・分社化前にご加入いただいた簡易生命保険契約は、管理業務が管理機構に引き継がれ、その簡易生命保険契約が消滅するまで管理されます。保険金等のお支払いについての政府保証も、その契約が消滅するまで継続します。